

船舶事故等調査報告書

平成25年11月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013仙第47号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年6月14日 14時00分ごろ
発生場所	宮城県石巻市金華山港 石巻市所在の陸前黒埼灯台から真方位048°3,800m付近 (概位 北緯38°17.7′ 東経141°33.0′)
事故等調査の経過	平成25年8月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第十五 <sup>せいちょう</sup> 生長丸、19.71トン 280-13586長崎、株式会社なかはら B コンクリートミキサー船 第二八 <sup>せいちょう</sup> 生長丸、741トン なし、株式会社なかはら
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 船首船底外板に破口、プロペラに亀裂 B なし
事故等の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、B船をえい航して引船列を構成し、金華山港内にある金華山3号道路護岸の作業場所を移動するために揚錨を開始したところ、南方からの風を受けて流され、平成25年6月14日14時00分ごろ浅瀬に乗り揚げた。 A船は、最寄りの造船所で修理された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風速 約5～6m/s 海象：海上 平穏
その他の事項	船長Aは、作業場所を移動するために揚錨する際、南方からの風が強いと感じていたが、作業時間がかからないようにしたいと思い、揚錨作業を続けた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり A船は、金華山港において、B船をえい航して揚錨作業中、船長Aが風速約5～6m/sの風を受けながら揚錨を続け、風の影響を受けて流されたことから、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、A船が、金華山港において、B船をえい航して揚錨作業中、船長Aが風速約5～6m/sの風を受けながら揚錨を続け、風の影響

	響を受けて流されたため、浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 風が強いと感じた時は、作業を中断して様子を見ること。</li><li>・ 作業時間に拘束されず、安全を第一に考えること。</li></ul>